

議案第80号

武藏野市立自然の村条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武藏野市長 小美濃 安 弘

武藏野市立自然の村条例の一部を改正する条例

武藏野市立自然の村条例（昭和59年7月武藏野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(指定管理者が行う業務) 第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略) <u>(2) 自然の村の使用料の減額</u> <u>又は免除に関する業務</u> <u>(3)から(9)まで</u>	(指定管理者が行う業務) 第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略) <u>(2)から(8)まで</u>	号の削除 号の繰上げ
(使用の承認) 第5条 (略) 2 (略) 3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業で自然の村を使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。	(使用の承認) 第5条 (略) 2 (略) 3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業 <u>(指定管理者が行う事業にあっては、市長が認めるものに限る。)</u> で自然の村を使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。	字句の追加
(使用料の減免) 第9条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるとときは、第7条の使用料を減額し、又は免除することができる。	(使用料の減免) 第9条 市長は、公益上特に必要があると認めるとときは、第7条の使用料を減額し、又は免除することができる。	字句の改正

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定管理者が行うことができる業務を変更するほか、所要の改正をするものである。